

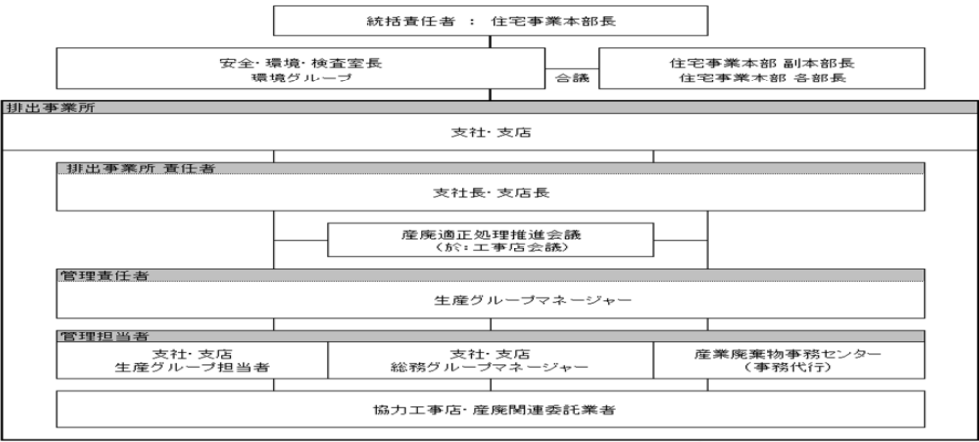
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月30日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 氏 名 住友林業株式会社 住宅事業本部 大阪南支店長 森 健太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-221-7711	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友林業株式会社 住宅事業本部 大阪南支店
事業場の所在地	大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル7階
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	売上高（連結）1,733,169百万円(2023/12期)
③従業員数	全社 5,840名（2024/4）（大阪南支店 65名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	■廃プラ・繊維くず・金属くず・石膏ボード・木くず（新築） →中間処理業者に委託、選別後それぞれ再生業者にて再資源化。 ■ガラス・陶磁器くず・石膏ボード（解体一部）・がれき類 →中間処理業者に委託し、選別後最終処分業者にて埋立処分。 ■木くず・コンクリート（解体） →再生業者に委託し、それぞれ再生業者にて再資源化 ■廃プラ・繊維くず・金属くず・木くず・石膏ボード・ガラス陶磁器くず→熱処理業者に委託し焼却し燃え殻を埋立て処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類	②塩化ビニル製建設資材
	排 出 量	34.765 t	0.012 t
	(これまでに実施した取組) (新築系) ・部材のプレカット実施 ・現場搬入部材の最小化 (CAD積算数量の精査) ・部材のリユースの実施 (解体系) ・分別解体の実施 ・木くずリサイクルルートの構築		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類	②塩化ビニル製建設資材
	排 出 量	31.289 t	0.011 t
	(今後実施する予定の取組) ・木質材以外のプレカットの実施 (例：サイディング, 石膏ボード等) ・省梱包化 ・部材のリユース促進 ・現場搬入部材最小化チェックの実施		

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③建設工事の紙くず	④ダンボール	⑤建設工事の木くず	⑥伐採材・伐根材
0.595 t	0.166 t	190.178 t	14.608 t
【目標】			
③建設工事の紙くず	④ダンボール	⑤建設工事の木くず	⑥伐採材・伐根材
0.536 t	0.149 t	171.16 t	13.147 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦建設工事の繊維くず	⑧金属くず	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	⑩石膏ボード
3.39 t	31.114 t	57.53 t	60.412 t
【目標】			
⑦建設工事の繊維くず	⑧金属くず	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	⑩石膏ボード
3.051 t	28.003 t	51.777 t	54.371 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑩がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不廃物）	⑫コンクリート破片	⑬アスファルト・コンクリート破片	⑭建設混合廃棄物
174.985 t	467.434 t	7.58 t	12.66 t
【目標】			
⑩新築、改築又は除去に伴って生じた不廃物	⑫コンクリート破片	⑬アスファルト・コンクリート破片	⑭建設混合廃棄物
157.487 t	420.691 t	6.822 t	11.394 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑮管理型建設混合廃棄物	⑯ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	⑰廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	⑱がれき類（石綿含有産業廃棄物）
146.687 t	0.35 t	6.93 t	13.67 t
【目標】			
⑮管理型建設混合廃棄物	⑯ガラスくず及び陶磁器くず	⑰プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	⑱がれき類（石綿含有産業廃棄物）
132.018 t	0.315 t	6.237 t	12.303 t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類	②塩化ビニル製建設資材
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類	②塩化ビニル製建設資材
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類	②塩化ビニル製建設資材
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類	②塩化ビニル製建設資材
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類	②塩化ビニル製建設資材
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類	②塩化ビニル製建設資材
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類	②塩化ビニル製建設資材
	全 処 理 委 託 量	34.765 t	0.012 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	34.765 t	0.012 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	34.66 t	0.011 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.105 t	0.001 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③建設工事の紙くず	④ダンボール	⑤建設工事の木くず	⑥伐採材・伐根材
— t	— t	— t	— t
【目標】			
③建設工事の紙くず	④ダンボール	⑤建設工事の木くず	⑥伐採材・伐根材
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
③建設工事の紙くず	④ダンボール	⑤建設工事の木くず	⑥伐採材・伐根材
0.595 t	0.166 t	190.178 t	14.608 t
0.595 t	0.166 t	190.178 t	14.608 t
0.541 t	0.152 t	189.985 t	14.545 t
0.054 t	0.014 t	0.193 t	0.063 t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦建設工事の繊維くず	⑧金属くず	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	⑩石膏ボード
— t	— t	— t	— t
【目標】			
⑦建設工事の繊維くず	⑧金属くず	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	⑩石膏ボード
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑦建設工事の繊維くず	⑧金属くず	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	⑩石膏ボード
3.39 t	31.114 t	57.53 t	60.412 t
2.9 t	6.709 t	11.72 t	60.412 t
3.39 t	31.084 t	57.439 t	60.399 t
— t	0.03 t	0.091 t	0.013 t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑪がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	⑫コンクリート破片	⑬アスファルト・コンクリート破片	⑭建設混合廃棄物
— t	— t	— t	— t
【目標】			
⑪がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	⑫コンクリート破片	⑬アスファルト・コンクリート破片	⑭建設混合廃棄物
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑪がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	⑫コンクリート破片	⑬アスファルト・コンクリート破片	⑭建設混合廃棄物
174.985 t	467.434 t	7.58 t	12.66 t
174.985 t	2.354 t	1.81 t	0 t
174.985 t	467.434 t	7.58 t	12.66 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑮管理型建設混合廃棄物	※ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	⑰廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	⑱がれき類（石綿含有産業廃棄物）
— t	— t	— t	— t
【目標】			
⑮管理型建設混合廃棄物	※ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	⑰廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	⑱がれき類（石綿含有産業廃棄物）
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
⑮管理型建設混合廃棄物	※ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	⑰廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	⑱がれき類（石綿含有産業廃棄物）
146.687 t	0.35 t	6.93 t	13.67 t
135.287 t	0.35 t	6.93 t	13.67 t
145.78 t	— t	— t	— t
0.907 t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類	②塩化ビニル製建設資材
	全 処 理 委 託 量	31.289 t	0.011 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	31.289 t	0.011 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	31.194 t	0.01 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.095 t	0.001 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		
	※事務処理欄		

【目標】			
③建設工事の紙くず	④ダンボール	⑤建設工事の木くず	⑥伐採材・伐根材
0.536 t	0.149 t	171.16 t	13.147 t
0.536 t	0.149 t	171.16 t	13.147 t
0.487 t	0.137 t	170.987 t	13.091 t
0.049 t	0.013 t	0.174 t	0.057 t
— t	— t	— t	— t

(第5面)

【目標】			
⑦建設工事の繊維くず	⑧金属くず	⑨木くず、コンクリートくず及び その他	⑩石膏ボード
3.051 t	28.003 t	51.777 t	54.371 t
2.61 t	63.038 t	10.548 t	54.371 t
3.051 t	27.976 t	51.695 t	54.539 t
0 t	0.027 t	0.082 t	0.012 t
— t	— t	— t	— t

(第5面)

【目標】			
⑩新築、改築又は除去に伴う	⑫コンクリート破片	⑬ファルト・コンクリー	⑭建設混合廃棄物
157.487 t	420.691 t	6.822 t	11.394 t
157.487 t	2.119 t	1.629 t	0 t
157.487 t	420.691 t	6.822 t	11.394 t
0 t	0 t	0 t	0 t
－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】			
⑮管理型建設混合廃棄物	ートくず及び陶磁器くず	プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	れき類（石綿含有産業廃棄物）
132.018 t	0.315 t	6.237 t	12.303 t
121.758 t	0.315 t	6.237 t	12.303 t
131.202 t	－ t	－ t	－ t
0.816 t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。